いの町災害時要配慮者支援

（地域による災害時要配慮者支援体制づくり）

実施の手引き



令和８年度改訂版

もくじ

知っていただきたいこと

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

手引きの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第１部

災害時要配慮者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

避難行動要支援者とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

避難行動要支援者名簿とは・・・・・・・・・・・・・・ 5

避難行動要支援者名簿の提供について・・・・・・・・ 6

個別避難計画作成対象者について・・・・・・・・・・ 7

個別避難計画の取組み

第２部

個別避難計画作成手順・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

支援体制整備のポイント・・・・・・・・・・・・・・・ 12

個別訪問調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

災害が起こったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

支援の実施例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

災害に備え「訓練」する・・・・・・・・・・・・・・・ 22

個人情報よくある質問

第３部

個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

ワンポイントアドバイス・・・・・・・・・・・・・・・ 25

Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

支援が必要な方の特性に応じた対応

第４部

災害時要配慮者の非常持出品例・・・・・・・・・・　32

高齢者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

視覚障害のある方への支援・・・・・・・・・・・・・　34

聴覚障害のある方への支援・・・・・・・・・・・・・　35

視覚・聴覚重複障害者の方への支援・・・・・・・・・　36

言語障害者の方への支援・・・・・・・・・・・・・・　37

肢体不自由がある方への支援・・・・・・・・・・・・　38

知的障害のある方への支援・・・・・・・・・・・・・　39

内部障害のある方や難病患者への支援・・・・・・・　40

精神障害のある方への支援・・・・・・・・・・・・・　41

自閉症等の発達障害がある方への支援・・・・・・・　42

はじめに 

災害時要配慮者対策について

＜取組みの背景＞　近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障害者など、災害時要配慮者が犠牲者になるケースが全国的に多く見られ、そうした方々を救うためには近隣住民同士の助け合いがとても重要であることが明らかになりました。

例えば、新潟・福島及び福井の豪雨災害（平成 16 年 7 月）による死者・行方不明 21 名のうち、17 名が 65 歳以上の高齢者でした。また、阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月）では、**98%の方が、自力または近所の方の助け合いにより倒壊家屋から脱出したといわれている一方、消防・警察などにより救助された方は２％以下といわれています。**

このような災害に備え、地域に共助の支援体制を整えるため、町では「地域見守り台帳」、「避難行動要支援者名簿」及び「いの町災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」（平成２６ 年６月策定）に基づき、「個別避難計画」を作成するなど、地域住民の方々が協力して安否確認・避難支援を行えるような支援体制づくりに取り組んでいます。

＜災害対策基本法の改正＞　東日本大震災の教訓を踏まえて実効性のある避難支援が行えるよう、従前の「災害時要援護者」が「災害時要配慮者」に変更され、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町村に義務付けられました。早急に災害時の支援体制の構築が必要なため、**災害時要配慮者の中で特に支援の必要な方に対する「災害時要配慮者避難支援計画」（以下「個別避難計画」という。）**の作成を推進しています。

個別避難計画の作成などを通じて町内会・自主防災組織・民生委員などの地域住民の皆様による連携や、平常時からの地域の支え合いや見守りに取組むことにより地域の要配慮者の状況を把握することにもつながります。また、計画の作成を通じて、災害時の迅速な避難支援が行える体制を整えることによって、より地域の防災力を高め、地域のコミュニティの強化を推進していきます。

手引きの目的



本手引きは、災害時に一人でも多くの方々の生命を守る。そのために、避難支援をより実効性のあるものとして地域ぐるみで取り組み、災害時の迅速な避難支援が行える体制を整え、より地域の防災力を高め、災害時要配慮者対策の推進を図ることを目的としています。

災害から生命を守るためには、町から避難支援の関係者に提供される

- 「避難行動要支援者名簿」をもとに、
- 一人ひとりの「個別避難計画」をつくり、日頃から
- 「避難訓練」を行うなど事前に備えることが大切です！

地域の皆さんのご協力がなければ、実効性のある計画になりません。この手引きを参考にしていただき、いの町は災害に強い町やき“いの町に住みたい”“いの町に住んで良かった！”と皆さんが思える町を目指しましょう。



第１部

災害時要配慮者とは



災害が発生したときに、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自分を守るために、安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方のことです。（以下「要配慮者」という。）一般的に、高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人などです。

支援を必要とする方について



町は、次の①から⑦までのいずれかの要件に該当する方を「要配慮者」と位置づけて、地域で助け合う仕組みづくりの基としています。また、要配慮者を対象に地域の民生委員の協力を得て「地域見守り台帳」を作成しています。

	要配慮者（地域見守り台帳対象者）
①	65 歳以上の一人暮らし高齢者
②	75 歳以上の高齢者のみの世帯の方
③	身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている方
④	療育手帳の交付を受けている方
⑤	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
⑥	要介護3～5の認定を受けている方
⑦	災害時の支援を希望する者で、町長が認める方

登録

いの町地域見守り台帳登録者

①65 歳以上の一人暮らし高齢者



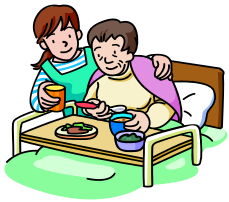
②75 歳以上の高齢者のみの世帯の方



③身体障害者手帳（１級～３級）
④療育手帳
⑤精神障害者福祉手帳



⑥要介護３～５の認定を受けている方



⑦町長が認める方



避難行動要支援者とは



災害時要配慮者のうち、自力での避難が困難で、災害時の避難支援を特に必要とする方のことです。（以下「要支援者」という。）

避難行動要支援者名簿とは

平成 25 年 6 月災害対策基本法が改正され、町に、作成が義務付けられた名簿（以下「名簿」という。）のことです。町は、次の①から⑤のいずれかの要件に該当する方を「避難行動要支援者」と位置づけて名簿を作成しています。地域への情報提供に同意を得られた方の名簿は、地域の避難支援の実施に携わる関係者に提供しています。

	避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿対象者）
①	身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害及び下肢障害若しくは体幹障害（1級～3級）または上肢障害及び内部障害若しくは聴覚障害1級の方
②	療育手帳 A1 または A2 の交付を受けている方
③	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
④	要介護3～5の認定を受けている方
⑤	災害時の支援を希望する者で、町長が認める方
※	ただし、生活の基盤が自宅にない方、自力での避難ができる方、家族等による支援が受けられる方は除く

同意

いの町避難行動要支援者（同意いただけた方）

① 身体障害者手帳
視覚障害、下肢障害、体幹障害（1 級～3 級）
上肢障害、内部障害、聴覚障害（1 級）
上記の交付を受けている方





②療育手帳 A1 または A2 の交付を受けている方



③精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方



④要介護 3～5 の認定を受けている方



⑤町長が認める方



避難行動要支援者名簿の提供について



＜提供先＞

町が作成した名簿で同意をいただけた方のものは、いの町民生委員・児童委員、いの町社会福祉協議会、自主防災組織、仁淀消防組合、いの町消防団、土佐警察署、区長の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供します。

＜平常時＞

平常時は、同意が得られた方のみの名簿を提供します。

＜災害時＞

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を保護するため特に必要がある時は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供します。

＜名簿様式＞

避難支援等関係者に提供する名簿は、行政区ごとに作成しています。対象者がいなければ名簿は作成されませんので提供はありません。

町内会・自主防災組織・民生委員に提供する名簿（様式）

様式第2号

避難行動要支援者名簿

令和6年10月31日

地区	○○区

	フリガナ	氏名	郵便番号	住所又は居所	生年月日	年齢	性別	電話番号 その他の連絡先		避難支援等を必要とする事由 登録区分(障害、要介護、その他)障害等級 要介護状況区分 療育		その他
1	イノ イチロウ	いの 一郎	780-2110	いの町○○番地	昭和13年3月20日	86	男		○○○-○○○○-△△△△	・介護	要介護3	
2	イノ カミコ	伊野 紙子	780-2110	いの町○○番地	昭和5年5月13日	94	女	△△△-○○○○	○○○-××××--△△△△	・介護	要介護5	個別有
3	イノ ジロウ	いの 次郎	780-2110	いの町○○番地	昭和30年9月28日	69	男	△△△-××××		・身体	下肢3級	
4	イノ タロウ	伊野 太郎	780-2110	いの町○○番地	昭和19年12月19日	79	男	△△△-○○○○	○○○-○○○○-××××	・身体 ・介護	上肢1級 要介護4	個別有
5	イノ マチコ	伊野 町子	780-2110	いの町○○番地	昭和8年8月3日	91	女	△△△-○○○○		・介護	要介護4	



個別避難計画作成対象者について



近年のたび重なる風水害において、要支援者が多く犠牲になったことを受けて、令和３年５月に災害対策基本法の改正があり、市町村に要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されるなど対策が強化されました。

町は、要支援者を対象として、避難支援等関係者の協力を得て個別避難計画の作成を進めています。また、令和６年度より、町から対象者に個別避難計画作成依頼文書を送付しています。



要配慮者

在宅

長期入所(施設)や長期入院(病院)
※個別避難計画は作成しません

自力不可

自力可
(自力または家族等の支援で避難)
※個別避難計画は作成しません

個別避難計画の作成対象者（要支援者）

避難支援体制の構築を推進　…　地域・町等が連携して支援

第２部

第１部では、災害時要配慮者等について説明してきました。

第２部では、「みんなで助かるために」、個別避難計画にどう取り組むか、ご説明します。

個別避難計画作成手順



1

町内会・自主防災組織・民生委員を対象に、避難行動要支援者名簿の提供と個別避難計画作成の説明会を開催します。



2

説明会後は、避難行動要支援者名簿をもとに、町内会・自主防災組織・民生委員で対象者の確認や個別避難計画の訪問調査する時期、役割分担について話し合います。



3

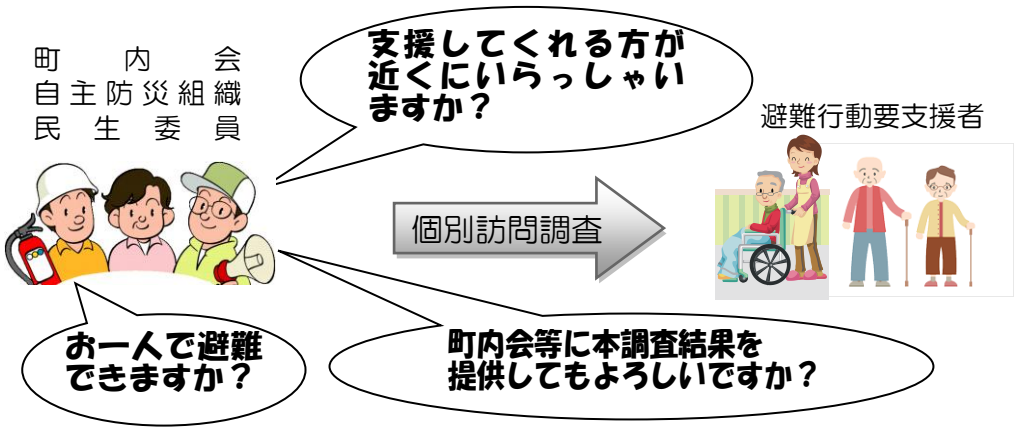
町内会・自主防災組織・民生委員は、町から提供された避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を個別に訪問調査します。

※高齢者施設などに入所中の方や長期入院中の方については、調査を行いません。

主な調査内容は、以下のとおりです。

主な調査依頼内容
① 個別避難計画の作成依頼。
② 個別避難計画の作成に必要な事項の聞き取り。
③ 個別避難計画を作成済の方は、個別避難計画の内容に変更がないか

※以上により個別避難計画作成が必要な方については、個別避難計画様式に必要事項を記入します。また、個別避難計画を作成済で個別避難計画の内容に変更がある方については、保有する個別避難計画を修正します。



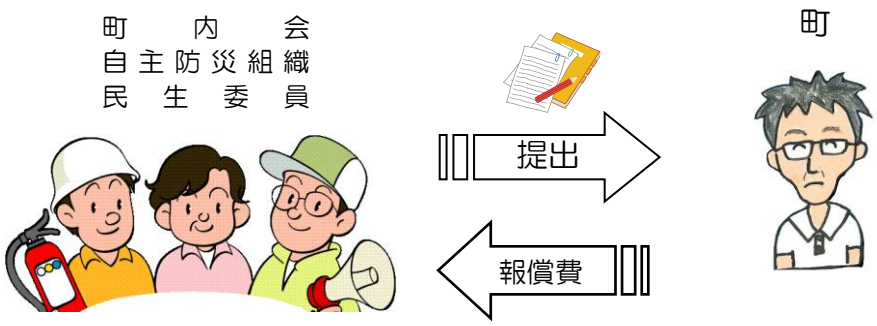
・新規作成⇒ **4** へ

・更　　新⇒ **6** へ

4

個別訪問調査に基づいて記載された個別避難計画は、町に提出します。

町は個別避難計画の新規作成に対し、<u>１件あたり３，０００円</u>の報償金をお支払いします。



5

町は、実施地区である町内会・自主防災組織・民生委員に対し、個別避難計画の写しを１部提供します。

（地域への情報提供については、要支援者ご本人の同意を得たものに限ります。）



※避難支援等関係者への共有名簿作成後の提出分につきましては、
翌年度からの共有となります。

6

作成済の方で内容に変更がある場合は、保有する個別避難計画を修正するとともに町へ提出し、個別避難計画を更新します。

町は、町内会・自主防災組織・民生委員に対し、更新した個別避難計画の写しを１部提供します。（地域への情報提供については、要支援者ご本人の同意を得たものに限ります。）

また、更新に対して、<u>年１件あたり１，０００円</u>の報償金をお支払いします。



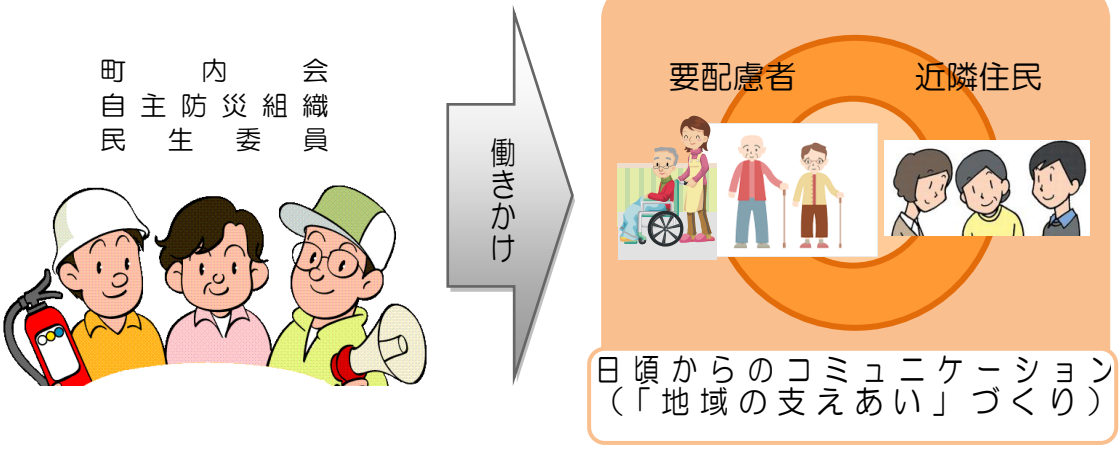
※避難支援等関係者への共有名簿作成後の提出分につきましては、
翌年度からの共有となります。

7

今後

町内会･自主防災組織･民生委員には、「地域の皆さんによる支え合い活動の体制づくり」に取り組んでくださいますようお願いします。

（具体的には、要配慮者の近隣住民の方に働きかけ、要配慮者ご本人と近隣住民とのコミュニケーションにより地域コミュニティづくりが進むよう、お力添えをお願いします。）





支援体制整備のポイント

① 要支援者の把握

個人情報に関する過剰反応や、人間関係の希薄化などにより、地域に住んでいる方の状況が分かりにくくなっています。どこにどのような支援を必要としている方が住んでいるのかを把握することが必要です。

② 避難支援者の検討

災害時に速やかに支援が行えるよう、要支援者の近隣にお住まいの方々に、避難支援などに協力していただけるよう依頼します。

③ 個人情報の管理

要配慮者のプライバシーに配慮し、提供された個人情報を適切に管理します。

様式第２号

避難行動要支援者名簿

令和６年１０月３１日

地区	○○区

番号	フリガナ	氏名	郵便番号	住所又は居所	生年月日	年齢	性別	電話番号 その他の連絡先		避難支援等を必要とする事由 登録区分（障害、要介護、その他）障害等級 要介護状態区分 療育判定等		その他
1	ｲﾉ ﾀﾛｳ	いの　太郎	781-2110	いの町○○番地	昭和19年5月21日	76	女			・介護	要介護３	
2	ｲﾉ ﾐﾁｺ	伊野　道子	781-2110	いの町○○番地	昭和6年1月1日	90	女	△△-□□	○○-△△-□□□	・介護	要介護５	
3	ｲﾉ ﾊﾅｺ	いの　花子	781-2110	いの町○○番地	昭和33年7月23日	62	男	△△-□□	○○-△△-□□□	・身体	下肢３級	個別有
4	ｲﾉ ｼﾞﾛｳ	伊野　次郎	781-2110	いの町○○番地	昭和10年8月13日	85	女	△△-□□		・身体・介護	上肢１級　要介護４	
5	ｲﾉ ﾀﾛｳ	伊野　太郎	781-2110	いの町○○番地	大正15年12月10日	94	女	△△-□□		・介護	要介護４	

○箇所のように、個別有が表記されている方は、既に個別避難計画を作成している方です。個別避難計画の内容に変更がないか確認をお願いします。



個別訪問調査



個別訪問調査で使用する個別避難計画

いの町 避難行動要支援者名簿　情報提供同意書
兼 災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）

私は、いの町災害時要配慮者避難支援計画の趣旨に賛同し、下記の情報を、いの町、避難支援者、いの町民生委員児童委員、いの町社会福祉協議会、自主防災組織、仁淀消防組合、いの町消防団、土佐警察署、区長に提供することを承諾します。
なお、同意する場合は災害時の避難の支援が必ず保証されるものではないこと、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを十分理解したうえで同意することとします。

上記の内容に
1．同意します
2．同意しません

令和　　年　　月　　日

氏　名

代理人（署名）　　続柄

いの町長　様

要支援種別	1．身体障害者（手帳　　級）　2．知的障害者（療育手帳　　） 3．精神障害者（手帳　　級）　4．介護認定者（要介護　　） 5．その他（災害時の支援を希望【1人では逃げられないため】　）				
フリガナ		性別	年齢	生年月日	
氏名				明治・大正・昭和　年　月　日	
住所	〒 いの町 電話（　　）携帯（　　）			行政区	
家族構成	人	夫・妻・長男・長女・次男・次女 その他（　　）			

緊急時の連絡先	フリガナ / 氏名	続柄	住所 / 電話	備考
			電話（　　） 携帯（　　）	
			電話（　　） 携帯（　　）	
			電話（　　） 携帯（　　）	

居住状況				
建築時期	昭和・平成　年　月	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造	
耐震診断	有・無	家具の固定	全固定・一部固定・固定していない	

避難支援者	フリガナ / 氏名	住所	電話番号（携帯）
		いの町	電話（　　） 携帯（　　）
		いの町	電話（　　） 携帯（　　）
		いの町	電話（　　） 携帯（　　）

【自宅見取図】　①玄関　②居間　③寝室　　①～③の位置を番号で表示
家の周囲に目印があれば記入

1 階	2 階

備考

情報伝達の流れ　　⇒　　⇒　　⇒　要支援者（本人）

情報伝達での留意事項

1．文字による伝達が必要　　2．補聴器および大きな声での呼びかけが必要
3．その他（　　）

かかりつけ医	名　称		名　称	
	担当医		担当医	
	所在地		所在地	
	電話番号		電話番号	

避難時に携行する医療品等（既往症　かかったことのある病気）

避難誘導時の留意事項

1．杖が必要　　2．車いすが必要　3．その他（　　）

避難先での留意事項

避難場所・避難経路

備考

地域の取りまとめ　　区長 ・ 自主防災 ・ 民生委員

氏　名

記入例

１．情報提供については、本人の同意が必要です。
２．赤の囲みの項目は必ずご記入ください。

いの町 避難行動要支援者名簿　情報提供同意書
兼 災害時要配慮者避難支援計画（個別避難計画）

私は、いの町災害時要配慮者避難支援計画の趣旨に賛同し、下記の情報を、いの町、避難支援者、いの町民生委員児童委員、いの町社会福祉協議会、自主防災組織、仁淀消防組合、いの町消防団、土佐警察署、区長に提供することを承諾します。
なお、同意する場合は災害時の避難の支援が必ず保証されるものではないこと、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを十分理解したうえで同意することとします。

①

いの町長　様

上記の内容に
(1.) 同意します
2. 同意しません

令和 6 年 12 月 1 日
氏名　伊野 太郎
代理人（署名）　続柄

要支援種別	1．身体障害者（手帳　　級）2．知的障害者（療育手帳　　） 3．精神障害者（手帳　　級）　4．介護認定者（要介護　　） (5) その他（災害時の支援を希望【1人では逃げられないため】　）				
フリガナ	イノ　タロウ	性別	年齢	生年月日	
氏名	伊野 太郎	男	91	明治 大正 (昭和) 8 年 2 月 7 日	
住所	〒781－2110 いの町●●● 電話（892-○○○○）携帯（　　）			行政区	○区－● （×××町）
家族 ②	2 人	夫・(妻)・長男・長女・次男・次女 その他（　　）			

緊急連絡先 ③	フリガナ 氏名	続柄	住所 電話	備考
	イノ　ミツオ 伊野 光男	長男	いの町△△△△－○ 電話（892-○○○○） 携帯（090－○○○○－□□□□）	日中は仕事のため家にいない
	イノ　タカオ 伊野 孝雄	二男	いの町長沢○○－× 電話（869-○○○○） 携帯（090－○○○○－××××）	自営業である
	ゴホク　ケイコ 吾北ケイコ	長女	いの町小川西津賀才●● 電話（867-○○○○） 携帯（090－△△△△－□□□□）	パートに出ている

居住 ④	建築時期 (昭和) 平成 50 年 4 月	構造	(木造)・鉄骨造・鉄筋コンクリート造	
	耐震診断 有・無	家具の固定	全固定 (一部固定)・固定していない	

避難支援者 ④	フリガナ 氏名	住所	電話番号（携帯）
	テラガワ　マスジロウ 寺川 増次郎	いの町●●●－○	電話（893－△△△△） 携帯（090－○○○○－×○×○）
	ヒビハラ　セツコ 日比原 節子	いの町●●●－△	電話（892－●△●△） 携帯（090－○▲○▲－××○○）
	ホンガワ　ハナコ 本川 花子	いの町●●●－×	電話（892－△□△□） 携帯（090－○△○△－□○□○）

①

上部の個人情報の取扱い等の文章を確認のうえ、同意する場合は、
１．同意します
に○印をお願いします。
同意しない場合、提出は不要です。

②

ご本人を含む人数(同一家屋内)の記入をお願いします。
右側の枠内には要支援者(本人)の家族構成に当てはまるに項目に○を、当てはまる項目がない場合は、その他にご記入ください。

③

近親者をご記入ください。
緊急時に使用しますので、できるだけ携帯電話番号の記入をお願いします。

④

避難支援者とは、日ごろから要支援者の見守りや、災害等の緊急事態が発生した時に「災害情報を伝え、一緒に避難」をしていただく方です。
ご本人の意思を確認したうえで、できるだけ地区の身近な方から選定してください。
選定された避難支援者は、要支援者と避難に必要な事柄を話し合ったり、できるだけ訓練への参加をお願いします。なお、この制度はあくまでも地域の助け合い制度です。避難支援者が被災されたり、安全が確保されない時には、周りの方、町、消防などに助けを求めるなど、無理はしないでください。

【自宅見取図】　①玄関　②居間　③寝室　　①～③の位置を番号で表示
家の周囲に目印があれば記入

1 階	2 階
①　②③	２階は 普段使用していない

備考　青い屋根が目印

情報伝達の流れ　⑤　町 ⇒ 町内会 ⇒ 避難支援者 ⇒ 要支援者（本人）

情報伝達での留意事項　⑥
1．文字による伝達が必要　(2.) 補聴器および大きな声での呼びかけが必要
3．その他（　　）

かかりつけ医				
	名　称	仁淀病院	名　称	国立病院機構高知病院
	担当医	内科　柳瀬先生	担当医	整形外科　楠瀬先生
	所在地	いの町１３６９	所在地	高知市朝倉西１－２－２５
	電話番号	８９３－１５５１	電話番号	８４４－３１１１

避難時に携行する医療品等（既往症　かかったことのある病気）
⑦　高血圧の薬（高血圧）

避難誘導時の留意事項
⑧　(1.) 杖が必要　2．車いすが必要　3．その他（　　）

避難先での留意事項
⑨　ベッドとポータブルトイレが必要

避難場所・避難経路
⑩　避難支援者の方と妻とともに○○商店の前を通り、
道が広くて段差の少ないところを選んで、
すこやかセンターまで避難

備考

地域の取りまとめ　区長 ・ 自主防災 ・ 民生委員
氏　名

⑤
誰がどのような手段で情報を伝えるかなど、情報伝達経路や伝達手段をご記入ください。

⑥
情報を伝達する際に気を付けておく事項がある場合は、該当項目に○印をお願いします。１．２に当てはまらない場合は、３．その他に具体的な内容をご記入ください。

⑦
継続的に服用している薬がある場合は、薬品の名称・分量・服用方法をご記入ください。
また、可能な範囲で既往症、病名等も記入をお願いします。

⑧
避難の際に気を付けておく事項がある場合は、該当項目に○印をお願いします。１．２に当てはまらない場合は、３．その他に具体的な内容をご記入ください。
＜例＞
◆歩行器が必要

⑨
避難先で必要となる対応、気を付けておく事項がある場合は、ご記入ください。
＜例＞
◆自力での歩行が困難なため、移動支援が必要

⑩
避難場所を必ずご記入ください。
自宅より避難場所までの避難経路も記入をお願いします。
また、「冠水の注意箇所あり」など、避難経路における注意事項がある場合は、あわせてご記入ください。

お問い合わせ先：いの町ほけん福祉課
ＴＥＬ：０８８－８９３－３８１０　　ＦＡＸ：０８８－８９３－１１０１

災害が起こったら



風水害

避難準備情報等

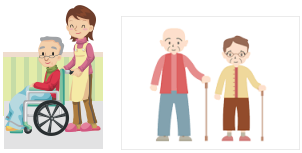
防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオなど

避難支援者
（近隣住民等）



情報伝達
避難支援

要配慮者



避難の留意点

- 要配慮者の方は、避難準備情報が発令されたら、早めの避難を心がけましょう。
- 道路が冠水し歩行が困難なときなどは、無理して避難所に向かわず、建物の上の階への避難も検討しましょう。
- 自宅を出るときには、避難先を記したメモを残しましょう。
- 急傾斜地は、大雨で地盤が緩んでいる可能性があるので、十分注意しましょう。

避難支援者と要支援者が一緒に避難

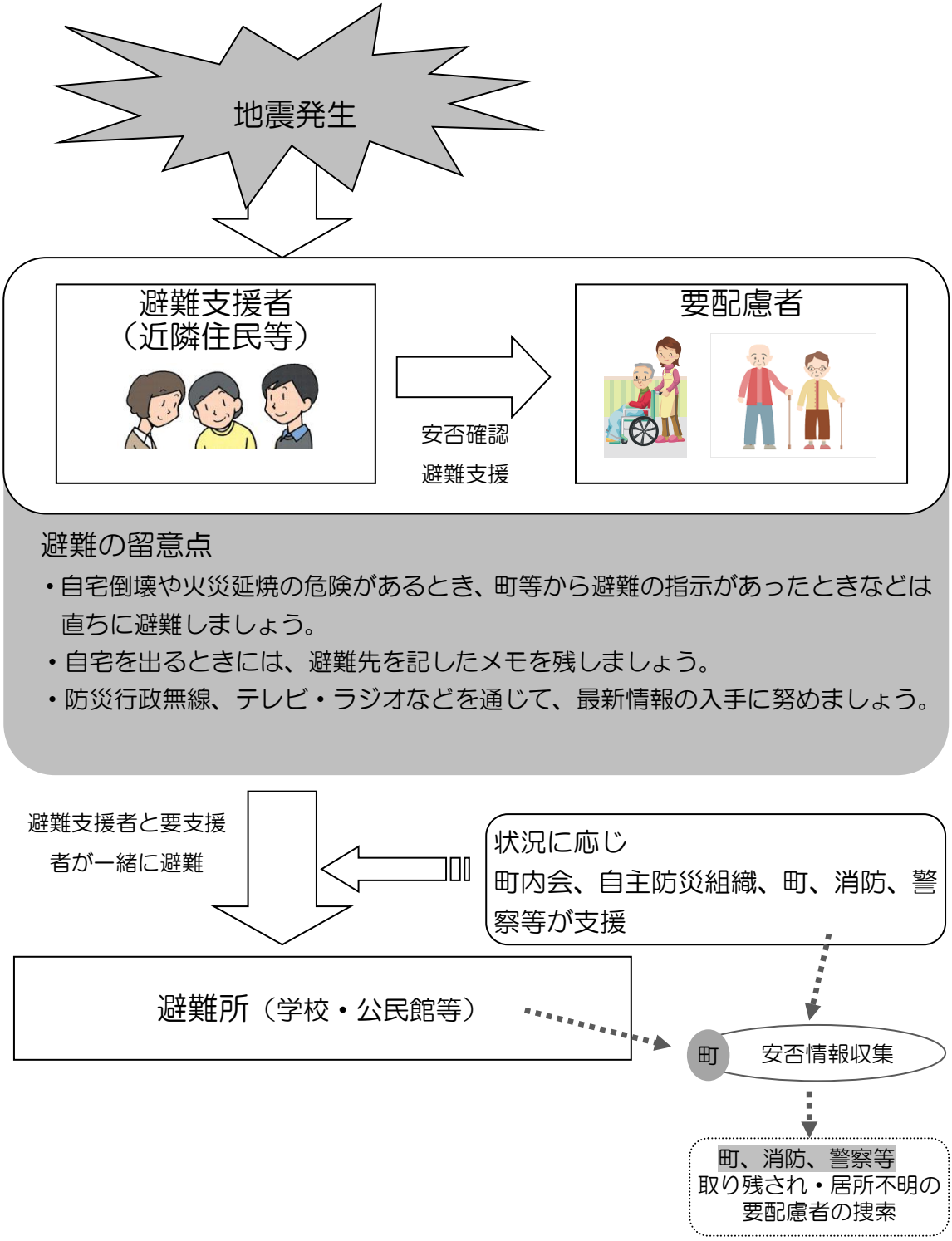
状況に応じ、町内会、自主防災組織、町、消防、警察等が支援

避難所（学校・公民館等）

町　安否情報収集

町、消防、警察等
取り残され・居所不明の
要配慮者の捜索

地震


地震発生
避難支援者
（近隣住民等）
安否確認
避難支援
要配慮者
避難の留意点
・自宅倒壊や火災延焼の危険があるとき、町等から避難の指示があったときなどは直ちに避難しましょう。
・自宅を出るときには、避難先を記したメモを残しましょう。
・防災行政無線、テレビ・ラジオなどを通じて、最新情報の入手に努めましょう。
避難支援者と要支援者が一緒に避難
状況に応じ
町内会、自主防災組織、町、消防、警察等が支援
避難所（学校・公民館等）
町
安否情報収集
町、消防、警察等
取り残され・居所不明の
要配慮者の捜索

支援の実施例



この取組みの目的は「個別避難計画」を作成することだけではありません。計画の作成などを通じて地域の要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な避難支援が行える体制を整えることにより、地域の防災力を高めることを目的としています。

なお、個別避難計画において、避難支援者は法的な義務を負うものではありません。災害時には、避難支援者も自らの安全を確保することを優先し、可能な範囲で要配慮者の支援をお願いします。

では、どのような状況で安否確認や避難支援が必要になるのかを例示します。

（１）水　害

集中豪雨などで家屋が浸水し、支援を必要としている方が取り残されている場合があります。要配慮者の方は気象情報や防災情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、地域ぐるみで情報伝達、安否確認を行なう必要があります。また、状況に応じて避難所等や自宅の２階など、身の安全を確保できる場所への避難支援を行います。



例えば・・・

（ケース１）

「台風による雨がひどくなり、つい先ほど大雨洪水警報が発表された。おや？外を見ると道路の水かさも増しているようだ！障害のある隣のＡさんは状況を知っているだろうか。確認しに行ってみよう。」

（ケース２）

「集中豪雨により床上まで浸水しそうだ！　高齢で足腰が悪い裏のＢさんのお宅もきっと浸水しているに違いない。状況を確認して、場合によっては一緒に自主避難しよう。」

（２）土砂災害

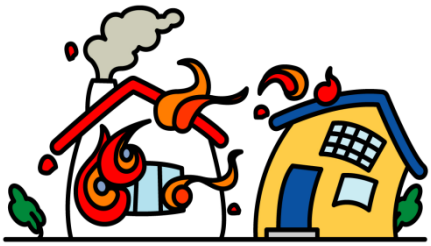


大雨などにより、急傾斜地が崩壊して家屋などが土砂に巻き込まれる可能性があります。要配慮者の方は、気象情報や防災情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、必要に応じて情報の伝達や避難支援を行ないます。

例えば・・・

「集中豪雨が続いている。テレビを見ていたら土砂災害警戒情報が発表された。近所の急傾斜地のそばに住んでいるひとり暮らしのＣさんはこのことを知っているだろうか。あらかじめ避難できるように知らせてあげよう。」

（３）延焼火災



火事が発生した場合には消防などが消火活動を行いますが、火災が周囲の住宅に広がる恐れがある場合、要配慮者の方は火災の覚知や自力での避難が困難となることから、情報の伝達や状況に応じて避難支援を行う必要があります。

例えば・・・

「近くで住宅火災が発生した！　今日は風が強く、火災が広がる恐れがあるが、近所で寝たきりのＤさんは知っているだろうか。状況を確認しよう。」

住宅火災では要配慮者が犠牲になることも多く、主な原因は「逃げ遅れ」と言われています。

（４）地　震



大地震では、家具の転倒、家屋の倒壊などにより、要配慮者の方が建物の中で負傷していたり、閉じ込められていたりする可能性があります。また、余震に不安があったり、電気・ガス・水道などのライフラインが止まったりすることで、避難を必要としている場合があります。要配慮者の方は、自力での避難が困難となることから、安否確認や状況に応じて避難支援を行う必要があります。

例えば・・・

（ケース１）

「震度５強の地震が発生した！　揺れがひどかったが家の損傷も少なく、避難する必要もなさそうだ。・・・おや？　家具が倒れている！　近所のひとり暮らしのＥさんは大丈夫だろうか。確認しに行ってみよう。」

（ケース２）

「震度７の地震が発生した！　幸いにも自分と家族に怪我はなかったが、家が損傷した。ほかの家もひどい状況だ。近所で寝たきりのＦさんは大丈夫だろうか。確認しに行ってみよう。」

（安否確認後）

「Ｆさんは無事だったが、家が半壊し、生活ができない状態だ。周りの方にも協力してもらって一緒に避難所に行こう。」

災害に備え「訓練」する



避難計画は、大災害の時に初めてやってみるということではうまくいきません。防災訓練を通じて、日頃の活動や計画に生かせる反省点・教訓等を得ることも訓練の目的の一つです。普段から、地域での訓練を通じて、支え合いの関係づくりを進めましょう。





自主防災訓練に参加する様子

訓練でのチェック項目

訓練の実施にあたっては、要配慮者と避難支援者両方の安全確保が達成できるかの検証が必要です。特に、聴覚障害者及び視覚障害者については、適切な情報伝達手段の確認及び避難場所までの経路を歩いて確認することが有効です。情報の伝達や避難行動の支援について点検してみましょう。

ここがポイント

チェック項目例

- ☐ **避難場所までの距離、避難時間**
- ☐ **避難に必要な道具等の確認**
- ☐ **避難支援に必要な人員の確認**
- ☐ **その方の状態に応じた避難方法の確認**
 （車イスでの移動が必要な場合、通れない場所がないか等）

名簿の活用

- 名簿に掲載されている方に訓練参加を呼びかける
- 実際に名簿を使用した安否確認訓練の実施
- 名簿に掲載されている方への災害時避難に関するアンケートや意識調査を実施

個別避難計画の検証

- 訓練時に実際の個別避難計画に沿った支援を実施してみる
- 要支援者と避難支援者とが一緒に個別避難計画を確認する

具体的な支援

避難準備ー避難準備情報等の発令や伝達、要配慮者が災害発生直後に非常用持出袋をすぐに持ち出す準備をするなどの避難準備を支援
避難開始ー避難する場所まで個別避難計画に決めた方法での避難行動を支援する
避難直後ー町と協力して安否確認を行う
避難生活ー要支援者の避難生活のために情報伝達や物資の調達などの支援を行う

訓練の振り返りは、「個別避難計画」や「名簿」にしっかり反映しましょう

地域の力を高めていくためには、より多くの方々に避難支援の取組みにご理解いただき、活動いただくことが重要です。避難支援活動への参加者が多いほど、一人ひとりの負担も減り、人と人のつながりも深くなります。

避難訓練などを通じて、支え合いの輪を広げていくことが、支援が必要な方の「孤立」を防ぐことにつながります。支え合いの地域づくりをみんなで進めていきましょう！

共助力のアップ

第２部では、いろいろな取組をご紹介してきましたが、個別避難計画の作成、訓練の実施などを通じて、**お互いに顔が見える関係づくり**を進めることが大切です。

阪神淡路大震災で亡くなられた方の多くは要配慮者と言われているほか、**生き埋めになった方たちの 98%が自助と共助によって助けられた**と言われています。

また、犠牲者の多くは自宅で亡くなっており、原因としては倒壊家屋・転倒家具による圧死のほか、火災へ巻き込まれたためと言われています。

大地震の場合には特に被害が大きく、日頃から把握している要配慮者のほかにもたくさんの負傷者などが要配慮者となり得ます。そうしたことから、**住民が向こう三軒両隣の関係で安否確認・避難支援を行うことが何よりも大切**です。

また、家屋の損壊などが発生しない程度の地震でも、転倒した家具の下敷きになっていたり、破損したガラスなどで怪我をして動けなくなったりしている要配慮者の方がいることも考えられますので、避難支援者だけでなく、地域ぐるみで安否確認と避難支援を行うことが必要です。

第３部

第３部では、守秘義務の考え方・名簿の適正管理について、よくあるご質問等についてご説明します。

個人情報の取扱い



要配慮者の個人情報は、法や条例の規定に基づき、適切に取り扱う必要があります。

町や民生委員の保有する個人情報は、個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、町内会や近隣住民等に提供することが可能になります。

しかし、災害時に個人情報を急いで提供し支援をお願いすることには、困難を伴うため、平常時から、ご本人の意向に従い、町内会や近隣住民等に個人情報を提供するのが今回の取組みの趣旨です。

今回における個人情報の取扱いの要点は、以下のとおりです。

（１）災害時要配慮者個別訪問調査の際に、要配慮者ご本人に対して、「調査内容（個人情報）を、町内会・自主防災組織・民生委員等に提供してもよいか」を確認してください。

（２）要配慮者ご本人の意向に従い、その方の所属する町内会・自主防災組織・民生委員に個別避難計画の写しを提供する際には、町内会・自主防災組織・民生委員に、以下の事項を遵守することを確約していただきます。

① 平素から個人情報管理意識をもって、町から提供された個人情報を適切に管理するとともに、地域による災害時要配慮者支援体制の整備のため必要な者のみでこれらを共有し、目的の範囲内でのみこれらを活用すること。

② 提供された個人情報を活用し、地域による災害時要配慮者支援体制の構築に努めること。

（３）故意に漏洩を行った場合などは、責任を問われる可能性がありますので、ご注意ください。

近所同士の助け合いを目指すものですので、個人情報の取扱いに過度に神経質になるべきではありませんが、情報の悪用は要配慮者の生活を脅かすことになりますので、そのことには十分ご留意をお願いします。

ワンポイントアドバイス



個人情報のより適正な管理のために

「適切に管理」「必要な者のみで個人情報を共有」と言われても、どうすればいいのか・・・ここでは<u>一つのやり方をご紹介します</u>。各町内会等においても、それぞれに適した方法を話し合ってみてください。

1 会長さんを「個人情報管理責任者」とします。



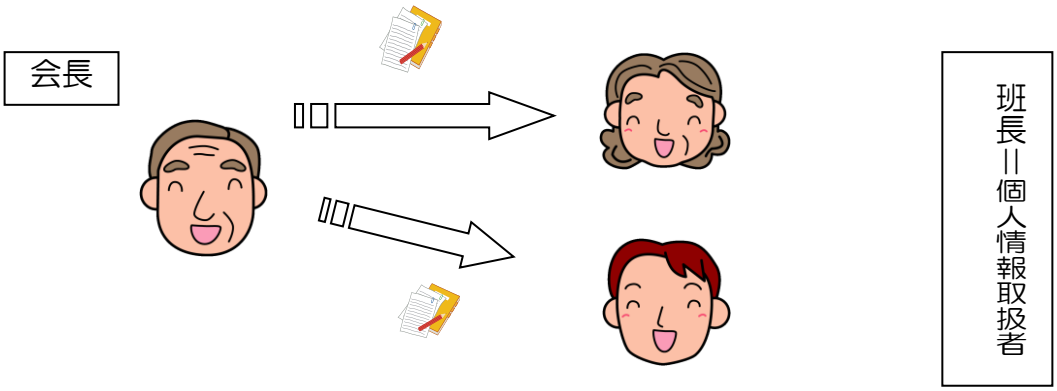
会長
＝個人情報管理責任者



町から提供された個別避難計画の写し
（13・14 ページ）

町から提供された避難行動要支援者名簿（個人情報）は、ひとまず私が全て管理します。

2 その他の班長さん（役員さん）たちを「個人情報取扱者」とします。
会長さんは、班長さんたちに、担当区域内の情報のみを提供します。



3 班長さんは、配付された個人情報をもとに、班の地域内の要支援者を訪ねます。
要支援者の方と話し合い、隣近所のどなたに避難支援者になっていただいたらよいか、意見を聞きます。避難支援者が決まったら、会長さんに報告します。



お向かいの佐藤さんに支援をお願いしましょう。

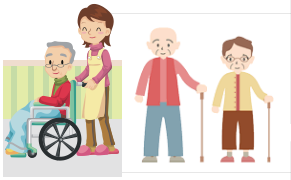
裏の高橋さんにも、お願いしたいです。



班長

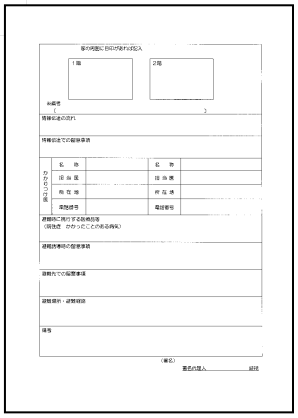
要支援者

4 班長さんの助力により、要支援者、お向かいの佐藤さん、裏の高橋さんで、話合いの機会を持ち、個別避難計画を作成します。



要支援者



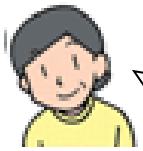


個別避難計画（13・14 ページ参照）



良く話し合って、計画を作成しましょう。

お向かいの佐藤さん



大事な個人情報ですから、作成後もしっかり管理します。

裏の高橋さん

5 会長さんは、「町から提供された個別避難計画の写し」を、誰が所持しているのか、常に管理簿をつけて管理します。

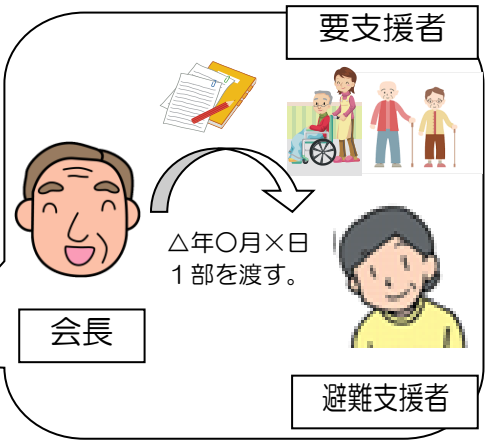
〇〇町内会

町から提供された個別避難計画の写し

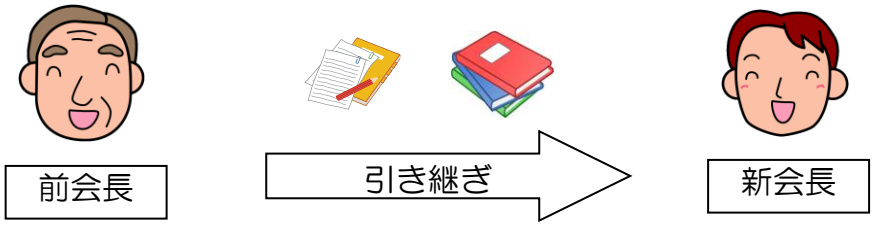
（個人情報）

管理簿　（会長さん管理）

要支援者名　いの　花子	
年月日	内容
△年〇月〇日	町から会長が受領
△年〇月×日	会長が要支援者に1部渡す
△年〇月×日	会長が避難支援者に1部渡す



6 会長さんが交代する時は、「町から提供された避難行動要支援者名簿・個別避難計画の写し」「管理簿」等を確実に引き継ぎます。



- 必要ない限り、前会長さんの手元に書類を残さないようにします。
- 会長を退いた後も、要支援者の方の心情に配慮し、秘密は守ります。

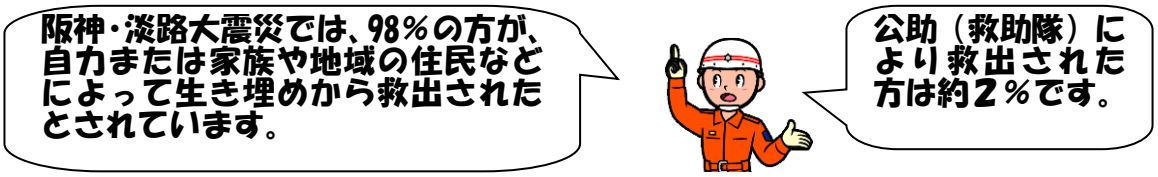
以上のようなルールを決めるとともに、要支援者以外の方も含めた個人情報の取扱方法等を明文化していない町内会・自主防災組織においては、この機会に、明文化を検討されてはいかがでしょうか。

Q&A



Q：要配慮者の支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？

A：行政も全力で支援にあたりますが、行政の迅速な対応には限界があり、過去の大災害において近隣住民による支援が最も有効であることが明らかになっています。行政と地域の皆さんが手を携えつつ、平素から支援体制を整備することが求められています。



Q：要配慮者の方と面識がなく、はじめての面会に不安があります。

A：要配慮者が高齢者の場合、民生委員と面識があることが多いので、担当の民生委員に相談しながら進めてください。

Q：要配慮者の高齢者については、介護支援専門員（ケアマネジャー）がどの程度支援していただけるのですか？

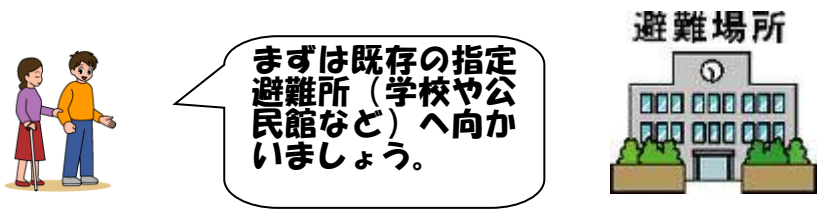
A：災害時の対応を介護支援専門員（ケアマネジャー）にお願いすることは困難な場合があります。現在、ご利用の介護支援専門員（ケアマネジャー）と、平常時に災害時の対応について、ご確認ください。

Q：重度の身体障害者など、専門的な支援が必要な方はどうすればよいのですか？

A：専門的な支援が必要な方については、①災害時の安否確認、②緊急連絡先への連絡、③搬送等に人手が必要な場合の支援などを、可能な範囲で実施していただくようお願いいたします。

Q：要配慮者はどこに避難すればよいのですか？

A：既存の指定避難所（学校や公民館など）へ避難していただきます。



Q：「避難支援者」を決められませんが必ず必要ですか？

A：要支援者の方が希望する近隣住民を、町内会や、自主防災組織等が訪問し、支援していただけるよう依頼してみてください。どうしても決まらない場合は、組・班などのグループ単位、もしくは町内会・自主防災組織などの組織単位で支援します。



Q：「個別避難計画」で「避難支援者」とされた方は、どんな責任を負うのですか？

A：支援を行う法的義務を負っていただくものではありません。可能な範囲で要配慮者支援を行っていただくよう、お願いいたします。



Q：災害時、要支援者を避難支援者が避難させている際に、要支援者に負傷させてしまった時の賠償はどうなるのですか？

A： 地域での支え合いの中から支援をお願いするもので、何らかの責任を負うものではありません。避難支援者独自に保険が適用となるわけではありません。

Q：この個別避難計画は、町内会、自主防災組織、民生委員の誰が中心となって進めていくのですか？

A：できれば、自主防災組織が中心となって進めていただきたいと考えていますが、地域によっては自主防災組織がないという地域もあります。誰が中心となって進めていくかは、地域によってもそれぞれ状況が違いますので、地域で話し合って決めることが必要だと考えます。



Q：地域見守り台帳や個別避難計画で、同意して登録した方は必ず支援が受けられると思い込んでいると思うのですが？

A： 災害はいつどのような形で起きるかわかりません。また、どのような事情が発生しているのかわかりません。登録することで、救助等の支援を確実にお約束するものではありません。登録される方に、そのことをあらかじめご説明くださいますよう、お願いします。

Q：個別避難計画の確認・更新について、年１回の更新では少ない気がします。もっと頻度を増やす必要があるのではないですか？

A： 少なくとも年１回は更新していただきたいと考えています。地域でもっと頻度を増やして更新できるのであれば、回数は増やしていただいてかまいません。

Q：個別避難計画を作成した後は、どのような支援をしていただけるのですか？

A：作成後は地域で管理し、避難訓練や平常時の見守りに活用してください。



Q：災害には色々なものが想定されますが、具体的な地域の取組は何ですか？

A：災害は地震だけでなく、台風等による水害発生時の避難や要配慮者の隣家屋の火災発生時の避難等も想定されます。地域では、町より提供した情報をもとに、災害時の安否確認、避難支援をどのように行うか検討していただきたいと考えています。例えば、要配慮者や避難支援者への情報伝達方法を決めておく、役員同士の緊急連絡網を作っておく、要配慮者マップを作成する、避難支援に必要となる資機材を整備する、などが考えられます。





Q：災害時は、自分のこと、家族のことで手いっぱいです。要配慮者を支援する余裕はないと思うのですが？

A：まずは、自分や家族の安全を確保してください。そのうえで、可能であれば、支援をお願いいたします。



Q：災害はいつくるかわかりません。その時だけで対応できますか？

A： 日頃から地域のなかでお互いに顔を合わせ、お互いに状況がわかっているなど、普段からのコミュニケーションが大切であると思います。



Q：町内会等に、補助金は支給されるのですか？

A：この事業に対する補助金等の支給はありません。なお、本手引きや個別避難計画様式などは、町が印刷してご提供いたします。

Q：町内会等で個人情報を管理しきれるか、不安です。

A：町内会等で平素から会員の個人情報を管理されていると思いますが、それと同様に管理していただければ基本的に問題はありません。（詳しくは、24 ページ「個人情報の取扱い」をご覧ください。）



第４部

支援を必要とする者について、第１部の「知っていただきたいこと」でご説明してきました。第４部では、それぞれの困りごとに対して必要なものや留意点についてご説明します。

災害時要配慮者の非常時持出品例



寝たきり・認知症高齢者	紙おむつ（大・中）、尿とりパット、携帯トイレ、おむつ交換用ビニールシート、幅広いひも（おぶいひも）、レトルト食品（お粥等）、常備薬など
目の不自由な方	手袋、眼鏡、白杖、時計（音声・触知式等）、点字版、常備薬など、太めのひも（サポート用）
耳の不自由な方	補聴器（専用電池）、メモ用紙、筆記用具（筆談用）、笛、警報ブザー、メール機能付き携帯電話、文字放送付き携帯ラジオ等
言語障害のある方	筆談のためのメモ用紙、携帯用ホワイトボード（雨天時に使用可能で、何度も繰り返し使用できるものが望ましい）、筆記用具など、携帯用会話補助装置を使用している人はバッテリーの予備
体に不自由がある方	紙おむつ、携帯トイレ、おむつ交換用ビニールシート、おぶいひも、予備の車いす、タオルケット、補装具、電動車いす用バッテリーなど
内部障害のある方、難病患者	携帯用トイレ、常備薬、食事セット（治療食） じん臓障害―透析施設リスト、透析検査データのコピーなど 呼吸器障害―携帯用酸素ボトルなど ぼうこう・直腸障害―ストマ装具、洗腸セット（水、ウェットティッシュ、ビニール袋、輪ゴム、はさみ）など
知的障害のある方	常備薬、処方箋、本人が食べられる食料、尿とりパット、障害の状況・対応などを書いたメモなど
精神障害のある方	常備薬、処方箋、水、薬名・かかりつけ医療機関などを書いたメモなど
発達障害のある方	緊急連絡先を記したメモ、緊急時に本人への救護・保護・安全の確保をするための支援方法を記したメモ（名前の呼びかけ方、話の伝え方、特性、苦手なことなど）、本人の身元を記したメモ（療育手帳を所有の場合はそのコピーなど）

要配慮者の避難支援については、それぞれの特性を把握し、その特性に応じた情報伝達や避難誘導、避難所における支援を行う必要があります。

高齢者への支援



□　高齢者の方の特性

【ひとり暮し】
地域とのつながりが希薄になり、家に閉じこもり孤立しがちな場合があります。年齢が高くなるにつれ、体力の衰え、行動機能の低下により、自力で行動はできても瞬時の行動ができない場合があります。

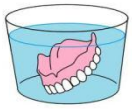
【寝たきりの方】
自力で行動できず、自分の状況を伝えることが困難です。

【認知症の方】
自力で危険を判断し、行動することや、自分の状況を伝えることが困難です。

□　支援のポイント

【事前対策】

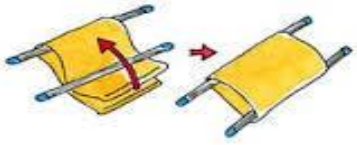
- 寝る場所は倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にする。
- 万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。
- 避難に備え、幅広いひも、車いす、担架、毛布などを用意しておく。
- 非常用持出袋を用意しておく。
- 日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける。





【避難するとき】

- 車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者の確保。
- 移動用具がない場合、幅広いひもや毛布で作った応急担架で移動させる。
- 援助者が一人の場合、シーツや毛布の両端を結んだものにくるんで乗せたまま引っ張って移動させる。
- 日頃から服用している薬を携帯するようにする。



【避難所では】

- きざみ食や温かい飲食物などに配慮する。
- 高齢者は排尿の頻度が増すため、トイレに近い場所を確保するなどの配慮をする。
- おむつを使用している高齢者には、衝立をたてるなどプライバシーに配慮をする。

視覚障害のある方への支援



□　目の見えない方の特性

・視覚による状況の把握が困難です。
・災害時には周囲の状況が一変するため単独での素早い避難行動が困難です。

□　支援のポイント

【事前対策】

・非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく。
・避難通路（コース）の安全を確認しておく。
・非常用持出袋の準備をしておく。
・介助者不在時を想定し、隣近所などに支援を依頼しておく。
・万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。

【避難するとき】

・杖を持たない側の手で支援者の肘のうえをつかんでもらいながら半歩前をゆっくり歩く。



・段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上がりか下りかを伝え、段が終わるときは、立ち止まり段の終わりを伝える。
・位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝え、離れている際には、その場から先の状況について説明する。

【避難場所では】

・目の不自由な人は避難場所がどのような状況かわからないため、避難場所の状況をできるだけ正確にわかるように、トイレや洗面所の位置などに注意して案内をする。
・近くにいる人に、移動する際の協力をお願いする。

聴覚障害のある方への支援



□　耳が聞こえない方の特性

- 外見では障害の把握ができません。
- 音声による避難誘導の指示が認識できません。
- 視界外の危険の察知が困難であり、素早い行動が難しいです。
- 聴覚障害の中には、文字の読み書きが難しい場合があります。

□　支援のポイント

【事前対策】

- 補聴器、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末（振動モード）は、常に手元に置いておく。
- ＦＡＸ緊急通報が受けられる場合には、ＦＡＸを設置しておく。
- 介助者不在の場合、特に夜間の睡眠中の情報伝達をどうするのかについて、家族や隣近所とあらかじめ決めておく。
- 予備の補聴器や携帯用会話補助装置、バッテリー・電池、筆談用具等を非常用持出袋の中など、すぐに持ち出せる場所に置いておく。
- 災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。

【避難するとき】

- 手話や筆談で伝えることが多いが、伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いる。
- 伝えるだけでなく、理解できたか確認することも大切。





【避難場所では】

- 放送などの音声情報だけでなく、掲示板や伝言板などを設け、必ず同時に情報提供する。
- 筆談による会話に心がけ、避難者で手話が使える人がいれば、協力してもらう。

視覚・聴覚重複障害者の方への支援



□　盲ろう者の方の特性

・見えない、聞こえない重複障害者（一般に「盲ろう者」という。）で、視覚障害と聴覚障害の生じた順で、コミュニケーション手段も違ってきます。
・視覚障害→聴覚障害　音声による発言は可能です。点字によるコミュニケーションが中心となります。
・聴覚障害→視覚障害　触覚手話によるコミュニケーションが中心となります。



□　支援のポイント

【事前対策】

・非常用持出袋の配置を常に一定にしておく。
・避難通路（コース）の安全を確認しておく。
・眼鏡、白杖（折りたたみ式等）、時計（触知式等）、緊急時の連絡先（点字メモ）、携帯用点字器、常備薬等を非常用持出袋に準備しておく。
・普段から介助者への連絡方法を確認しておくとともに、介助者不在を想定し、万一の際の支援を隣近所などに依頼しておく。

【避難するとき】

・周囲の状況が全く把握できない方がほとんどであるので、乱暴に引っ張ったり、押したりしない。
・コミュニケーション方法は、障害の生じた順で違ってくるので確認が必要。音声発言が可能な場合は、掌書きで伝わる場合もある。
・発語が不明瞭な場合は、触覚手話や掌書きでも伝わることが多いが、伝わらない場合は、両手を軽く握って身振りなどで伝える。
・杖を持たない側の手で支援者の肘のうえをつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。
・段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上がりか下りかを伝え、段が終わるときは、立ち止まり段の終わりを伝える。
・位置や方向を説明するときは、その方向を向かわせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝え、離れる際には、その場から先の状況について説明する。

【避難所では】

・目の不自由な方は、避難場所がどのような状況かわかりません。避難場所の状況をできるだけ正確にわかるように、トイレや洗面所の位置などに注意して案内する。
・近くにいる方に、移動する際の協力をお願いする。
・放送などの音声情報だけでなく、掲示板や伝言板などを設け、必ず同時に情報提供する。
・筆談による会話に心がけ、避難者で手話が使える方がいれば、協力してもらう。

言語障害者の方への支援



□　言語障害者の方の特性

・自分の状況等を言葉で知らせることが困難です。



・外見からは聞こえないことが分かりにくいため、話しかけても返事をしないなど誤解されることがあります。音や声による情報が得にくく、手話や文字、図などの視覚により情報を入手しています。

□　支援のポイント

【事前対策】

・災害時に利用できる「緊急連絡カード」を作成しておく。
・笛やブザーなど、自分が助けを求め、安全を確保するために必要な物を普段から身に着けておくことが大切。
・家族が外出して本人がひとりの場合に備えて、隣近所に万一の際の協力を依頼する。夜間の睡眠中の情報伝達をどうするか家族や隣近所の方たちと決めておく。

【避難するとき】

・円滑なコミュニケーションの確保に努める。
・本人の言葉を注意深く聞き取るように心がけ、筆談（メモ用紙がない場合は空書や手のひらを活用）により確認する。

【避難所では】

・避難所等では、様々な情報が伝えられることが予想されるため、その情報を文字に書いて伝えるようにする。

肢体不自由がある方への支援



□　体が不自由な方の特性

- 上肢や下肢に機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。
- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いです。

□　支援のポイント

【事前対策】

- 寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にする。
- 万一の際の支援を隣近所に依頼しておく。
- 車いすの空気圧等定期的に点検しておく。
- 車いすの通れる幅を常に確保しておく。
- 避難に備え、幅広いひも、担架、毛布などを用意しておく。



【避難するとき】

- 車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者を確保し、移動用具がない場合、幅広いひもや毛布で作った応急担架で移動させる。

【避難所では】

- 車いすで移動できる通路確保やできるだけ段差を解消するよう工夫する。
- 通路に物を置かないよう、避難者に依頼する。

知的障害のある方への支援



□　知的障害者の方の特性

・自力で危険を判断し行動することが困難です。
・急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合があります。

□　支援のポイント

【事前対策】

・家族や職場、支援者の方などと、連絡方法や避難場所を決めて確認しておく。
・万一の際の支援を隣近所に依頼しておく。



【避難するとき】

・努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難所を伝え、本人を安心させて一人にしない。
・不安から大声を発したりするような行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は主治医や最寄りの医療機関に相談する。
・日頃から服薬している薬があれば携帯する。

【避難所では】

・難しい単語や早い話が理解しづらい方もいるため、なるべくやさしい言葉で伝えるようにする。
・急激な環境の変化でパニックを起こしやすくなる方もいるため、その方の行動をよく知っている方から聞き取り、落ち着ける環境をつくるよう努める。

内部障害のある方や難病患者への支援



□　内部障害のある方や病弱者の特性

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いです。
- 人工透析など医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）医薬品が必要です。



□　支援のポイント

【事前対策】

- 保健所及び避難支援等関係者と調整し、連携して誘導、搬送方法を決めておく。
- 特別な支援を希望する難病患者を把握する必要がある。
- 医薬品について、対応できる医療機関の情報等を把握する必要がある。

【避難するとき】

- 常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保し必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導、搬送する。
- 移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助者が必要となる。

【避難所では】

- 器具の消毒、交換、医療上の手当て、補装具交換などができるよう、プライバシーに配慮した空間がとれるようにする。
- 足りない医薬品、補装具などがある場合は、速やかにスタッフへ連絡する。

精神障害のある方への支援



□　精神障害のある方の特性

・ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多くいます。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできます。
・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があります。多くは自分で危険を判断し、行動することができると思われます。

□　支援のポイント

【事前対策】

・病名や日頃服薬している薬のリストを作成しておく。



・かかりつけの医療機関と相談し、いざというときに支援を受けられる医療機関のリストを作成しておく。

【避難するとき】

・努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしないこと。
・不安から大声を発したりするような行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は主治医や最寄りの医療機関に相談する。
・日頃から服薬している薬があれば携帯する。

【避難所では】

・なれない環境で不安定になり、集団生活になじめない場合があるため、その方の行動をよく知っている方から聞き取り、落ち着ける環境をつくる。

自閉症等の発達障害がある方への支援



□　発達障害のある方の特性



- 他人とのコミュニケーションが苦手です。
- 予定されたパターン以外の行動をとることが困難です。
- 極度の緊張でパニックを起こす可能性があります。

□　支援のポイント

【事前対策】

- 身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、非常用持出袋に用意しておく。
- 万一の際の支援を隣近所に依頼しておく。

【避難するとき】

- 努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしないこと。
- 不安から大声を発したりするような行動をしても冷静に対応する。

【避難所では】

- 言葉を相手に通じるように選んで、コミュニケーションを持ち、本人の言いたいことを聞くように努める。
- 「この災害にあって驚いたでしょう」など穏やかに優しく話しかけ、自分が安心できる人だと知らせる。

**　これまでの記載からもわかるように、災害が発生した場面でこれらの全てを共助で支えることはできません。**

**　自助による準備を基本に、地域では準備の手助けや、困りそうなことの想定、相談先の確認や連携などに取り組んでいきましょう。**



お問い合わせ先



いの町ほけん福祉課　〒７８１－２１１０　吾川郡いの町１４００番地
電話番号　０８８－８９３－３８１０　　ＦＡＸ番号　０８８－８９３－１１０１
メールアドレス　hokenhukushi@town.ino.lg.jp